

令和3年度 定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和3年度の定期監査

(2) 監査の対象

令和2年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、令和3年5月から同年9月まで実施した。  
なお、実施機関及び実施時期は、別表のとおりである。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び報償費について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する5件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）  
該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）  
5件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の状況

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：令和3年10月8日 公表：令和3年10月12日	報告：令和4年3月2日 公表：令和4年3月29日

(3) 監査の結果

文書注意事項

機 関 名	事項の内容	
県立病院局		
県民健康プラ	医業未収金は	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策

<p>ザ鹿屋医療センター</p>	<p>1,357万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月の会議において、各部署と情報共有を図るとともに、未納者が来院した場合は、未収金対策の担当部署である経営課職員が必ず面談・支払督促を実施することとした。</li> <li>・ 随時、経営課職員による電話督促を実施するとともに、経営課・総務課職員による訪問督促を実施することとした。</li> <li>・ 悪質な未納者に対しては、入金状況を確認した上で裁判所を通じた法的措置（支払督促）を実施することとした。</li> </ul>
<p>始良病院</p>	<p>医業未収金は1,542万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月の会議において各部署との情報共有を図り、各部署での患者への支払い依頼や生活保護等の福祉情報の提供、退院済の入院未納者については、外来受診等の来院時に窓口で支払督促を行った。</li> <li>・ 未収金の発生を抑制するため、各部署と連携し、障害年金や生活保護等公的制度等の活用を案内した。</li> <li>・ 未収金が高額とならないよう、入院患者に対し入院手続きの際に限度額適用認定証の申請を指導した。</li> <li>・ 一括納入が困難な未納者については、退院前に分割での納入について相談に応じ早期完納について指導を行った。</li> <li>・ クレジットカードによる入院費等の支払いの取扱いを7月から開始し、所持金不足の患者の未収金発生の防止につながった。</li> </ul>
	<p>令和2年度と同様、医業未収金について、債権管理が適切でないものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滞納が発生した場合には、滞納者等に対し外来診察時等に当事者の症状を見ながら面談のうえ納入指導を行うとともに、入院継続中の患者へも症状を見ながら納入指導を行い、早期の滞納解消に努めた。</li> <li>・ 滞納者の病態の変化を見極めながら、滞納者の実情に応じた納入の督促を行った。</li> </ul>
	<p>業務委託の一部について、履行確認検査を行っていないものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業者には、契約期間満了までリモートメンテナンスの履行義務があるので、令和3年度から業務終了届は9月末及び3月末に提出するよう依頼した。</li> <li>・ 課内職員によるダブルチェック体制の確立</li> <li>・ 自主検査、相互間自主検査及び県立病院課会計検査におけるチェックの強化を図った。</li> </ul>
	<p>職員手当の不足払がある。（3件72,500円）</p>	<p>1 事後処理、再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月から令和3年3月までの扶養手当、6月期末手当、12月期末手当を、令和3年6月21日に支給した。</li> <li>・ 認定事務を経験している職員によるダブルチェック体制の確立</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主検査，相互間自主検査及び県立病院課会計検査におけるチェックの強化を図った。</li> </ul>
--	--	---

(別表) 実施機関及び実施時期

機 関 名	
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院

注 機関の県立病院の名称は，「県立」を省略して記載